

平成 24 年改定に向けた DPC 制度に係る当面の対応について

1. 要旨

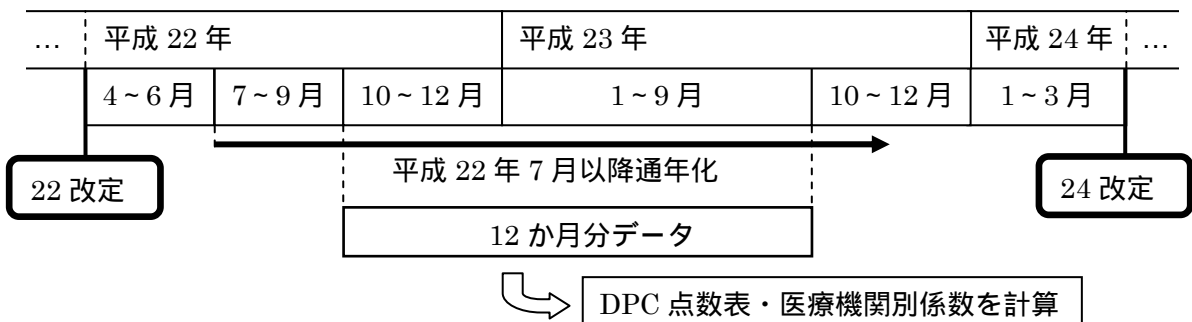
平成 24 年改定に向けた DPC 制度（DPC/PDPS）の対応については、平成 23 年 9 月 7 日の中医協総会で了承された検討事項とスケジュールに基づき、引き続き DPC 評価分科会において検討を進めているところ【平成 23 年 9 月 7 日中医協 総-3-1】。

上記の検討や、平成 24 年の年明けに実施する具体的な報酬設定に必要なデータ等の範囲や補足の調査について、現時点で明確にした上で作業を継続する必要がある。

2. 具体的な対応手順（審議事項）

- (1) 平成 24 年診療報酬改定で使用する退院患者調査データの範囲（期間）
DPC/PDPS の改定対応では、退院患者調査の集計に基づき、診断群分類点数表や医療機関別係数等（暫定基礎（調整）係数、機能評価係数、機能評価係数）の改定を行っている。これらに活用するデータベースの構築には、医療機関からのデータ提出を得て、データ・クリーニングや集計等の統計処理、更にその後の告示事務処理等に一定期間を要することから、平成 24 年改定において使用する退院患者調査データは平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月末日までの退院患者分としてはどうか。
- (2) 東日本大震災被災地に係るデータの取扱い
改定で使用するデータにおける東日本大震災の影響については、病院所在地情報等の活用による適切な評価を中医協総会にて行い、その結果を踏まえて最終的な DPC/PDPS 改定データにおける被災地の取扱を決定してはどうか。

< 診療報酬改定に活用するデータのイメージ >



(3) 各施設の医療機関別係数設定に必要な実績等の調査（届出）

基礎係数（医療機関群）設定や、機能評価係数 改定の対応について、平成 24 年改定での対応方針（総-1-1）を前提とすれば、上記(1)の退院患者調査データに加え、平成 23 年の 12 月末までには各医療機関・各都道府県・各厚生局に実績状況等の照会を行い回答を得る必要があることから、最終的な一連の見直しに対応できるよう、DPC 評価分科会での項目の検討の進捗を踏まえながら、確定している（又は想定されている）項目から順次調査に着手することとしてはどうか。